

## 安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2016年3月31日に開催された、安全保障理事会の第7662回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、コンゴ民主共和国および同地域のための平和、安全、協力（PSC）枠組の実施に関する事務総長報告書（S/2016/232）に留意する。

安全保障理事会は、PSC 枠組の下での国および地域の公約の実施において為された進展が、限定的なままであることを憂慮しそして大湖地域（GLR）における永続的な平和と安全の達成にとって不可欠なままである、PSC 枠組の下での自らの国および地域の公約を十分に実施する署名国の重要性を強調する。

安全保障理事会は、安全保障理事会決議 2277（2016）に沿って、コンゴ民主共和国（DRC）の東部で活動している全ての武装集団、特にルワンダ解放民主軍（FDLR）、民主同盟軍（ADF）、神の抵抗軍（LRA）およびマイ・マイグループが、無力化することの重要性をくり返し表明する。安保理は、これに関連して、DRC 政府と国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）との間の合同軍事作戦の再開の発表に留意しそして DRC 東部で活動している全ての武装集団の完全な無力化を成し遂げることに本気で着手するため合同作戦の直ぐの再開を求める。

安全保障理事会は、DRC、ウガンダおよびルワンダの各政府に対し、ナイロビ宣言に適合してまた PSC 枠組の下での公約に沿って、ルワンダとウガンダに位置していた元 M23 戦闘員の帰還を確保するためその共同作業を強化することを求めそして署名された文書の全ての条項が迅速且つ誠実に実施されることを確保することの重要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、戦争犯罪人を匿ったりまたは武装集団に対し勧誘を含む支援を提供したりしないという PSC 枠組の下での地域的な公約を想起しそして大湖地域の全ての諸国に対し、PSC 枠組のこの規定を実施しそして元 M23 構成員が国際法の下での重大な犯罪を犯したというあらゆる申立を調査し

そして責任を有する者の責任を問う一致した取組を行うことを促す。

安全保障理事会は、子どもが、大湖地域における紛争の主要な被害者であるという見解であり、そして武装集団への子どもの勧誘を取り除く絶対的必要性、および若い人々の地位と能力を強化しそして地域レベルでの若者の雇用活動を促進する必要性を強調する。

安全保障理事会は、大湖地域の全ての諸国に対し、国際人権法と国際人道法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守することを求め、そして同諸国に対し、人権侵害および虐待並びに国際人道法違反を犯した者の責任を積極的に追及することを奨励する。

安全保障理事会は、大湖地域の幾つかの国家における信頼に足るまた平和的な選挙実施を歓迎する。安全保障理事会は、しかしながら、不安定の危険、不安、暴力の可能性、人権侵害および虐待並びに国際人道法違反および大湖地域の全ての諸国に影響する人々の更なる退去についての深い懸念を生じさせる大湖地域の幾つかの諸国における最近のまた現行の選挙過程に留意する。

安全保障理事会は、国の利害関係者の中の包括的な対話を促進することを目的とした活動に対する地域の支援を促しそして政治過程における平和的な政党、市民社会およびメディアの十分なまた自由な参加を可能にする開かれた政治的場の重要性を強調する。安全保障理事会は、大湖地域の諸国における選挙と統治のための能力を強化することと改善することに対する地域的支援をさらに促す。安保理は、大湖地域の加盟国に対し、選挙過程が、諸国の自国憲法および、適用可能な場合には、民主主義、選挙およびガバナンスに関するアフリカ憲章に沿って、時宜を得た、平和的な、包括的なまた信頼に足る選挙を通して、平和と安全を促進することを確保するため措置を講じることを求める。

安全保障理事会は、DRC 東部における天然資源の継続した違法な搾取と貿易を深刻に懸念する。安保理は、PSC 枠組の署名国、地域機構および国際社会に対し、天然資源の違法な搾取と貿易から利益を得る武装集団の経済的なライフラインの効果を弱め、そしてそれらの資源の貿易における女性と子どもへの利己的利用を防止するためのその取組を調整することを促す。

安全保障理事会は、事務総長により安保理に提出された、六つの柱すなわち、持続可能な天然資源の管理、経済的統合および国境を越えた貿易；食糧安全保障および栄養摂取；機動性；青年および若者；

性的およびジェンダーに基づく暴力；司法および紛争予防の下で、PSC 枠組の実施を支援する国際連合開発アプローチを示している、大湖地域に対する地域的戦略枠組 2016-2017 (RSF GLR) に留意する。

安全保障理事会は、国家および共同体のための著しい利益をもたらすことができる、これらの天然資源の透明なまた責任のある管理を示唆しつつ、RSF GLR が、天然資源の違法な搾取を天然資源の法的な、規制された事業の、より持続可能な使用およびその変容を開発の成果に変えることを求めていることにもまた留意する。

安全保障理事会は、大湖地域担当事務総長特使の将来の職務権限の見直しの結論を害することなしに、大湖地域担当事務総長特使の行程表および地域的行動のために特定された優先事項にまた留意する。

安全保障理事会は、大湖地域における安全、安定および開発に関する 2006 年協定並びにコンゴ民主共和国と同地域に対する PSC 枠組が、相互に強化し合っていることそして長期の平和および繁栄を達成するための極めて重要な手段であることを強調する。安保理は、PSC 枠組が、平和、安全および開発が結びつけられていることを示していることを強調しそして経済的統合を深めることを含めて、地域的協力を強化することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、援助団体のコミュニティーに対し、紛争の根本原因に対処し、経済的開発と協力を促進し、そして大湖地域に恒久的な平和を成し遂げることを目的とした国および地域の公約を支援して、パートナーシップのための効果的なプラットフォームとして、RSF GLR の実施と大湖地域担当事務総長特使の行程表に拠出することを促す。

安全保障理事会は、大湖地域担当事務総長特使の取組を称賛しそして特使事務所および大湖地域国際会議 (ICGLR) により共同で準備され、そして DRC 政府により主催国が務められた、2016 年 2 月 24 日-25 日に DRC のキンサシャで行われた民間部門投資会議を歓迎する。

安全保障理事会は、民間部門投資会議により生み出された勢いが、大湖地域の紛争予防および平和と安定の定着のための効果的な手段としての投資を実現し、雇用創出と生活機会を刺激する ICGLR 民間部門フォーラムの運用化を通して確立されるべきであることを更に強調する。

安全保障理事会は、大湖地域の支配的状況に対する解決は、天然資源および移民並びに難民の大きな流れ、また国境を越えた武装集団や犯罪ネットワークの活動の故に、非常に重要な重要性を帯びている DRC 東部に結びついた国境を越えた問題を伴った、その多くは本質的に地域的である、紛争の根本原因に対処することにより、地域的な見方の範囲内に入るべきであることを強調する。

安全保障理事会は、大湖地域における何百万もの人々の強制移送が、地域的な不安定、不安、人道的な結果および人権侵害と虐待に至る、主要な紛争を駆り立てるものであることを強調する。

安全保障理事会は、若い人々、特に周縁化された若者と大湖地域諸国の国境地区の若い人々並びに武装集団と以前関係のあった者、の経済的自給自足と起業家技術の開発を高めるため、青年の雇用と生活を増やすことを目的とした地域的活動を奨励する。

安全保障理事会は、大湖地域におけるレイプおよびその他の形態の性的暴力を含む、女性と女兒に対する暴力と差別に対処する緊急の必要性があるという RSF GLR において表明された見解を共有しそして平和およびジェンダー平等のため、平和における女性の参加と安全保障の意思決定との間の繋がりを考慮する。

安全保障理事会は、国レベルでのジェンダーに基づく犯罪に対する刑事責任の免除に対処するカンパ宣言の公約の実施および女性の可視性、エンパワーメントと強靱性を改善することを目的とした、地域と地方の意思決定者に影響する武力紛争におけるジェンダー関連暴力の問題に関する地域的な活動を支援する。

安全保障理事会は、司法と紛争防止との間の繋がりに留意しつつ、大湖地域の諸国に対し、人権侵害および虐待並びに国際人道法違反の実行者の責任を問うことそして刑事責任の免除の文化を終わらせることにより、紛争予防の措置を効果的に支援することを求める。

安全保障理事会は、人権侵害および虐待並びに国際人道法違反に責任を有するものの責任を問うことにおける確実な改善を実現することそして市民と政府との間の信頼を築くことを求める戦略を設定することにより、そのような傾向を取り消すための国の政府による取組を歓迎する。

安全保障理事会は、紛争への再発を防止する平和構築努力の重要性を強調しそして平和構築委員会（PBC）と関連する地域機構との間の緊密な協力を奨励する。

安全保障理事会は、ICGLR と市民社会組織を含む、地域レベルでの国境を越えた活動とパートナーシップを通して、紛争予防、管理、解決および平和構築のための機関、手続並びに能力を強化するために；大湖地域における紛争の主要な原因である小型武器の供給に関する管理を増すことにより地域的取組を強化するために；特に政府、司法機関ととりわけ大湖地域の国境を越えた地区の地方共同体との協力を改善することにより、法執行、国境管理、訴追サービス、司法機関および法的専門性を含む、司法協力を高めるために、RSF GLR において定められた優先的な「介入」に留意する。